○近畿地方整備局告示第七十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日　近畿地方整備局長　森　昌文

(一) 路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

(二) 二十七号　舞鶴市字公文名小字ドウ上三一〇番から同市字京田小字三角一六三番三まで　近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
和歌山県西牟婁郡すさみ町江住字上ミ田子六九四番から同町江住字西津浦口東側六六七番地先まで	前	一〇・八〇～二三・八〇メートル	〇〇・一七七キロメートル
	後	一三・七〇～二六・五〇	〇〇・一七七

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月三十一日

○近畿地方整備局告示第七十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日　近畿地方整備局長　森　昌文

(一) 路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

(二) 二十七号　舞鶴市字公文名小字ドウ上三一〇番から同市字京田小字三角一六三番三まで　近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
和歌山県西牟婁郡すさみ町江住字上ミ田子六九四番から同町江住字西津浦口東側六六七番地先まで	前	一〇・八〇～二三・八〇メートル	〇〇・一七七キロメートル
	後	一三・七〇～二六・五〇	〇〇・一七七

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月三十一日

○近畿地方整備局告示第七十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日　近畿地方整備局長　森　昌文

(一) 路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

(二) 十二号　和歌山県西牟婁郡すさみ町江住字上ミ田子六九四番一から同町江住字西津浦口東側六六七番地先まで　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
和歌山県西牟婁郡すさみ町江住字上ミ田子六九四番から同町江住字西津浦口東側六六七番地先まで	前	一〇・八〇～二三・八〇メートル	〇〇・一七七キロメートル
	後	一三・七〇～二六・五〇	〇〇・一七七

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月三十一日

○近畿地方整備局告示第七十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日　近畿地方整備局長　森　昌文

(一) 路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

(二) 十二号　和歌山県西牟婁郡すさみ町江住字上ミ田子六九四番一から同町江住字西津浦口東側六六七番地先まで　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
和歌山県日高郡印南町大字西ノ地字南風早九〇番一から同町大字西ノ地字南風早七〇番二まで	前	一〇・三〇～一八・一〇メートル	〇〇・一三四キロメートル
	後	一二・三〇～二二・八〇	〇〇・一三四

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第七十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日　近畿地方整備局長　森　昌文

(一) 路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

(二) 十二号　和歌山県日高郡印南町大字西ノ地字南風早九〇番一から同町大字西ノ地字南風早七〇番二まで　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
和歌山県西牟婁郡白浜町椿字小浦一〇八一番三から同町椿字伊勢ケ谷五九一番一まで	前	二五・四〇～七一・九〇メートル	〇〇・三四七キロメートル
	後	一一・八〇～六六・七〇	〇〇・三四七

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月三十一日

○近畿地方整備局告示第八十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日　近畿地方整備局長　森　昌文

(一) 路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

(二) 十二号　和歌山県日高郡印南町大字西ノ地字南風早九〇番一から同町大字西ノ地字南風早七〇番二まで　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
和歌山県日高郡印南町大字西ノ地字南風早九〇番一から同町大字西ノ地字南風早七〇番二まで	前	一〇・三〇～一八・一〇メートル	〇〇・一三四キロメートル
	後	一二・三〇～二二・八〇	〇〇・一三四

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第八十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日　近畿地方整備局長　森　昌文

(一) 路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

(二) 十二号　和歌山県西牟婁郡白浜町椿字小浦一〇八一番三から同町椿字伊勢ケ谷五九一番一まで　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
和歌山県西牟婁郡白浜町椿字小浦一〇八一番三から同町椿字伊勢ケ谷五九一番一まで	前	二五・四〇～七一・九〇メートル	〇〇・三四七キロメートル
	後	一一・八〇～六六・七〇	〇〇・三四七

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月三十一日

○近畿地方整備局告示第八十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日　近畿地方整備局長　森　昌文

(一) 路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

(二) 二十四号　城陽市寺田今橋三五番一から同市寺田金尾六〇番まで　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
城陽市寺田今橋三五番一から同市寺田金尾六〇番まで	前	三三・七〇～九〇・六〇メートル	〇〇・七五〇キロメートル
	後	二七・三〇～三七・二〇	〇〇・七五〇

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所